

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 一般要求事項 電球形蛍光ランプは、通常に使用したとき確実に機能し、かつ、使用者及び周囲に危害を与えないように、設計及び製造しなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.3 箇条 6 6.1	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.3 構造に対する一般事項 電球形蛍光ランプは、分解すると安全及び性能を損なう場合があるので、容易に分解できない構造でなければならない。 箇条 6 互換性、質量及び曲げモーメント 6.1 互換性 互換性を確保するため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.1 箇条 17	箇条 13 寿命となる条件（異常状態における安全性） 13.1 一般要求事項 想定する使用方法でも異常状態が発生し得るが、その場合でもランプは安全性を損なってはならない。 箇条 17 異常動作 調光器非対応の電球形蛍光ランプが調光器又は電子スイッチに接続されることによって発生し得る異常動作状態	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプ―第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					の下でも危険が発生してはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.1 附属書 JC	箇条 5 表示 5.1 製品の表示 電球形蛍光ランプには、次の事項を表示しなければならない。 a)製造業者名若しくは責任ある販売業者名、又はその略号 b)定格入力電圧又は電圧範囲 c)JIS C 7620-2による定格ランプ電力 d)定格周波数 e)形式 5.2 追加の表示 ランプ製造業者は、包装又は取扱説明書に次の事項を表示しなければならない。 a)定格ランプ電流 b)制限のある場合には点灯方向などの制限事項 c)置き換えるランプより著しく重い場合には、重さが照明器具の機械的強度に影響することがある旨の注意事項 e)調光に対応していないランプは、その旨の図記号又は文字での注意書き 附属書 JC 包装又は取扱説明書の安全に関わる注意事項の表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				JC.1 JC.2. JC.3	JC.1 一般事項 電球形蛍光ランプを安全に使用するため、最小包装容器又は取扱説明書には、JC.3に規定する事項から適切な項目を選定して表示しなければならない。 JC.2. 表示方法 最小包装容器には、必要な注意事項について、使用者の見やすい場所に、規定の大きさで表示しなければならない。 JC.3 表示内容 必要な注意事項について、区分（警告、注意の別）、図記号及び指示文を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 15 15.1	箇条 15 ランプの寿命 15.1 一般要求事項 片側の電極がエミッタ枯渇となるか、又は断線する場合、ランプが動作を継続するとき（半波放電）、ランプ両端部の加熱によって、不安全な状況になってはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.1 箇条 5	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 一般要求事項 電球形蛍光ランプは、通常に使用したとき確実に機能し、かつ、使用者及び周囲に危害を与えないように、設計及び製造しなければならない。 箇条 5 表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				5.2 附属書 JC JC.3	5.2 追加の表示 ランプ製造業者は、包装又は取扱説明書に、乾燥した条件又は防水する照明器具内で使用するランプである旨の文字での注意書き、又はその旨の図記号を表示しなければならない。 附属書 JC 包装又は取扱説明書の安全に関わる注意事項の表示 JC.3 表示内容 使用環境に関連し、次の旨の指示文を表示しなければならない。 ー雨若しくは水滴のかかる状態又は湿度の高いところで使用しないでください ー粉じんの多いところでは、一般器具によるランプの使用はしないでください	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 耐熱性 感電に対する保護の役目をもっている絶縁材の外郭部品及び充電部品を保持する絶縁部品は、熱に対して十分に耐えなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	箇条 7 感電に対する保護 照明器具のカバーを外した状態でランプ受金にランプをセットしたときに、内部の金属部分、最小限の絶縁がなさ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条 13 13.2 箇条 17	<p>れただけの外部金属部分、ランプ口金又はランプ本体の充電部分に接触できないようにランプを構成しなければならない。</p> <p>箇条 13 寿命となる条件（異常状態における安全性）</p> <p>13.2 試験条件</p> <p>電球形蛍光ランプの使用中に発生が予期できる異常状態において、充電部露出（充電部間が近づく電球形蛍光ランプの変形）があってはならない。</p> <p>17 異常動作</p> <p>調光器非対応の電球形蛍光ランプが調光器又は電子スイッチに接続されることによって発生し得る異常動作状態の下でも、充電部が試験指で接触可能となってはならない。</p>	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	<p>箇条 7 感電に対する保護</p> <p>口金の導電金属部以外の外部金属部分は、充電していたり、又は充電する状態になったりしてはならない。</p>	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.2 8.3	<p>箇条 8 絶縁抵抗及び耐電圧性</p> <p>8.2 絶縁抵抗</p> <p>口金の充電部とランプの手が触れる部分との絶縁抵抗は、4MΩ以上でなければならない。</p> <p>8.3 耐電圧</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 14	充電部とランプの手が触れる部分との間は、耐電圧試験中にフラッシュオーバー又は絶縁破壊が起こってはならない。 箇条 14 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は JIS C 8105-1 に合致しなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 12 箇条 13 13.2	箇条 10 口金温度上昇 ランプの口金温度上昇値は、規定の値を超えてはならない。 箇条 12 耐燃焼性 感電に対する保護を提供する絶縁材料の外部部分、充電部を保持する絶縁材料の部分は、試験温度 650 °C のグローワイヤ試験で、試料のいかなる火炎又は赤熱も、グローワイヤから引き離して 30 秒以内に消えなければならない。また、燃焼又は溶融した試料の小片で、試料の下に置いた薄葉紙が発火してはならない。 箇条 13 寿命となる条件（異常状態における安全性） 13.2 試験条件 電球形蛍光ランプの使用中に発生が予期できる異常状態において、発火、又は電球形蛍光ランプからの可燃性ガスの発生があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九 条 続 き				箇条 17	箇条 17 異常動作 調光器非対応の電球形蛍光ランプが調光器又は電子スイッチに接続されることによって発生し得る異常動作状態の下でも、発火、又は電球形蛍光ランプからの可燃性ガスの発生があってはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10	箇条 10 口金温度上昇 ランプの口金温度上昇値は、規定の値を超えてはならない。	
第十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 6 6.1 6.2	箇条 6 互換性、質量及び曲げモーメント 6.1 互換性 互換性を確保するため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。 6.2 受金にてランプから受ける曲げモーメント及びランプ質量 ランプソケットに加わる曲げモーメントは、規定の数値を超えてはならない。ランプ質量は、規定の質量を超えてはならない。	
第十 一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によつ	■該当 □非該当	箇条 9	箇条 9 機械的強度 9.1 一般	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		9.2 9.2.1 9.3	ランプ構造は、外部からの軸方向引き抜き力及び曲げモーメントに耐えなければならない。 9.2 ねじり強さ（口金接着強度） 9.2.1 未使用ランプのねじり強さ（口金接着強度） ランプをねじ込む、又はねじ外すときにもつ場所、又は発光管が、口金としっかり接着していなければならない。 9.3 E形口金の軸方向の強さ ランプを規定のゲージにねじ込んだ後、軸方向の力を中央コンタクトに加えたとき、中央コンタクト周りの絶縁性が変わってはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1	箇条4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 一般要求事項 電球形蛍光ランプは、通常に使用したとき確実に機能し、かつ、使用者及び周囲に危害を与えないように、設計及び製造しなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条16 16.1	箇条16 光生物学的危険 16.1 紫外放射 ランプからの放射強度は、規定の値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1	箇条4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 一般要求事項 電球形蛍光ランプは、通常に使用したとき確実に機能し、かつ、使用者及び周囲に危害を与えないように、設計及び製造しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015等の規格を適用する。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1	箇条5表示 5.1製品の表示 電球形蛍光ランプには、見やすく、容易に消えない方法で、規定の事項を表示しなければならない。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 7620-1：2017

規格名：一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—